

川崎市地域文化財顕彰制度における  
第2回川崎市地域文化財の決定について

# 川崎市地域文化財顕彰制度における第2回川崎市地域文化財の決定について

## 1 川崎市地域文化財顕彰制度の概要

### (1) 趣旨

川崎市内で、市民生活、市民文化や地域風土に根ざして継承されてきた文化財を、川崎市地域文化財として顕彰及び記録することにより、文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくりに寄与することを目的とする（平成29年12月創設）。

### (2) 地域文化財の対象

川崎市内における未指定文化財（法令・条例により指定・登録等がされないもの）

### (3) 地域文化財候補の選出及び決定

市民団体等からの推薦を受け、教育委員会事務局文化財課で候補文化財を精査し、文化財審議会での意見聴取を経て、教育長が決定する。

所有者には地域文化財証書を交付する。

## 2 第2回地域文化財の決定

### (1) 推薦募集期間

平成31年4月1日～令和元年6月29日

### (2) 推薦件数 75件※うち1件は、推薦後に取下げ

（市内の社寺、町内会・自治会、歴史・文化財に係る任意団体、小学校等からの推薦）

### (3) 地域文化財決定件数 68件

種別	件数	概要
有形文化財	35	
建造物	12	泉澤寺鐘楼、溝口神社水神宮等
彫刻	1	金神神社木造大黒天像
工芸品	1	堰稻荷神社半鐘
古文書	4	安楽寺文書、梶家文書等
歴史資料	16	芭蕉「麦の穂を」の句碑、津田山碑等
考古資料	1	大戸神社板碑断片
無形民俗文化財	3	下作囃子連、登戸台和地区の歳の神等
有形民俗文化財	24	御嶽神社道標、影向寺手水石等
記念物	6	旧平瀬川の流路跡と中原堰の遺構、長十郎梨等
計	68	（※昨年度決定数は63件）

所在区	件数
川崎区	3
幸区	6
中原区	13
高津区	21
宮前区	3
多摩区	12
麻生区	10
計	68

※推薦件数75件のうち、取下げのあった1件、継続調査を要するもの・顕彰対象にならないもの等6件、計7件を対象外とする。

※なお、第1回地域文化財（平成30年度）では67件の推薦があり、継続調査を要する4件を対象外として、63件を決定した。対象外であった4件のうち「登戸台和地区の歳の神」については調査が完了したため、今回の推薦に加えた。

## 3 主なスケジュール

令和元年10月15日	文化財審議会（意見聴取）
令和元年11月22日	第2回川崎市地域文化財（決定）
令和元年11月26日	教育委員会定例会（報告）
	第2回川崎市地域文化財（公表）〔市議会、報道機関等〕



## 第2回川崎市地域文化財一覧

番号	件名	員数	所在区	種別
1	神地神明神社鳥居	1基	中原区	有形文化財（建造物）
2	泉澤寺鐘楼	1棟	中原区	有形文化財（建造物）
3	氷川神社祠	1基	高津区	有形文化財（建造物）
4	溝口神社水屋（手水舎）	1棟	高津区	有形文化財（建造物）
5	溝口神社水神宮	1基	高津区	有形文化財（建造物）
6	神明神社祠	1基	高津区	有形文化財（建造物）
7	新作八幡宮拝殿	1棟	高津区	有形文化財（建造物）
8	千年神社社務所	1棟	高津区	有形文化財（建造物）
9	堰稻荷神社稻荷社祠	1基	多摩区	有形文化財（建造物）
10	堰稻荷神社神明社祠	1基	多摩区	有形文化財（建造物）
11	堰稻荷神社鳥居	1基	多摩区	有形文化財（建造物）
12	中野島稻荷神社社殿	1棟	多摩区	有形文化財（建造物）
13	金神神社木造大黒天像	1軀	麻生区	有形文化財（彫刻）
14	堰稻荷神社半鐘	1口	多摩区	有形文化財（工芸品）
15	安楽寺文書	一括	中原区	有形文化財（古文書）
16	宮野家文書	一括	麻生区	有形文化財（古文書）
17	梶家文書	一括	麻生区	有形文化財（古文書）
18	鳥海家文書	一括	麻生区	有形文化財（古文書）
19	芭蕉「麦の穂を」の句碑	1基	川崎区	有形文化財（歴史資料）
20	記念碑「樋誌」	1基	幸区	有形文化財（歴史資料）
21	陸軍第101連隊（通称東部62部隊）関係名簿	3冊	幸区	有形文化財（歴史資料）
22	大戸神社石造11社合祀記念碑	1基	中原区	有形文化財（歴史資料）
23	海軍東京通信隊蟹ヶ谷分遣隊境界標柱	1基	中原区	有形文化財（歴史資料）
24	津田山碑	1基	高津区	有形文化財（歴史資料）
25	津田興二氏頌徳碑	1基	高津区	有形文化財（歴史資料）
26	陸軍軍用地境界標	2基	高津区	有形文化財（歴史資料）
27	杉山神社追悼碑	1基	高津区	有形文化財（歴史資料）
28	千年神社棟札	一括	高津区	有形文化財（歴史資料）
29	芭蕉「春の夜は」の句碑	1基	宮前区	有形文化財（歴史資料）
30	堰稻荷神社鑿井記念碑	1基	多摩区	有形文化財（歴史資料）
31	堰稻荷神社架橋記念碑	1基	多摩区	有形文化財（歴史資料）
32	中野島稻荷神社棟札	2枚	多摩区	有形文化財（歴史資料）
33	捨馬禁止の高札	1榜	麻生区	有形文化財（歴史資料）
34	徒党禁止の高札	1榜	麻生区	有形文化財（歴史資料）
35	大戸神社板碑断片	1基	中原区	有形文化財（考古資料）
36	宇奈根地区の稻荷講	1件	高津区	無形民俗文化財
37	下作囃子連	1件	高津区	無形民俗文化財
38	登戸台和地区の歳の神	1件	多摩区	無形民俗文化財

## 第2回川崎市地域文化財一覧

番号	件名	員数	所在区	種別
39	藤崎の石造願掛地藏尊像	1 軀	川崎区	有形民俗文化財
40	石造本田地藏尊像	3 軀	幸区	有形民俗文化財
41	御嶽神社道標	1 基	幸区	有形民俗文化財
42	古川神明神社庚申塔	1 基	幸区	有形民俗文化財
43	大戸神社宮殿入木造僧形立像	1 軀	中原区	有形民俗文化財
44	大戸神社石造八臂弁財天像塔	1 基	中原区	有形民俗文化財
45	大戸神社庚申塔	1 基	中原区	有形民俗文化財
46	大戸神社石造堅牢地神像塔	1 基	中原区	有形民俗文化財
47	大戸神社石造八臂馬頭観音像塔	1 基	中原区	有形民俗文化財
48	大戸神社扁額	1 点	中原区	有形民俗文化財
49	大戸神社石造天満宮塔	1 基	中原区	有形民俗文化財
50	氷川神社扁額	1 点	高津区	有形民俗文化財
51	神明神社幟（奉納五良大権現）	1 流	高津区	有形民俗文化財
52	神明神社幟（奉獻神明宮）	1 流	高津区	有形民俗文化財
53	新作八幡宮手水鉢	1 基	高津区	有形民俗文化財
54	千年神社手水鉢	1 基	高津区	有形民俗文化財
55	影向寺手水石	1 基	宮前区	有形民俗文化財
56	影向寺力石	3 個	宮前区	有形民俗文化財
57	中野島稲荷神社厨子	1 基	多摩区	有形民俗文化財
58	中野島稲荷神社木造白狐像	1 対	多摩区	有形民俗文化財
59	琴平神社手水舎	1 基	麻生区	有形民俗文化財
60	琴平神社本殿狛犬	1 対	麻生区	有形民俗文化財
61	鳥海家大工道具	一括	麻生区	有形民俗文化財
62	香林寺最勝散版木	1 枚	麻生区	有形民俗文化財
63	塚越古墳	1 基	幸区	記念物(遺跡関係)
64	旧平瀬川の流路跡と中原堰の遺構		高津区	記念物(遺跡関係)
65	海軍東京通信隊蟹ヶ谷分遣隊地下壕	1 基	高津区	記念物(遺跡関係)
66	長十郎梨	2 本	川崎区	記念物(動植物関係)
67	溝口神社長寿けやき	1 本	高津区	記念物(動植物関係)
68	五反田川の甌穴群		多摩区	記念物(地質鉱物関係)

※上記の地域文化財には、公開の時期や公開の範囲などが限定されているものがあります。

## 川崎市地域文化財顕彰制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市内（以下「市内」という。）で、市民生活、市民文化や地域風土に根ざして継承されてきた文化財を、川崎市地域文化財（以下「地域文化財」という。）として顕彰及び記録することにより、文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくりに寄与することを目的とした川崎市地域文化財顕彰制度（以下「顕彰制度」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(地域文化財の対象)

第2条 地域文化財の対象は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例第13号）及び川崎市文化財保護条例（昭和34年川崎市条例第24号）の規定による指定、登録、選択、選定及び認定（以下「指定等」という。）がされていないもので、次の各号に掲げるものとする。

(1) 有形文化財

建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上の意義を有するもの並びに考古資料及び歴史資料として重要なもの

(2) 無形文化財

演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上の意義を有するもの

(3) 無形民俗文化財

衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術その他の無形の文化的所産で、市民生活の推移の理解に役立つもの

(4) 有形民俗文化財

無形民俗文化財に用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で、市民生活の推移の理解に役立つもの

(5) 記念物（遺跡関係）

古墳、社寺跡、城跡、旧宅その他の遺跡で学術上の意義を有するもの

(6) 記念物（名勝地関係）

庭園、林叢、井泉、丘陵その他の名勝地で歴史上又は芸術上の意義を有するもの

(7) 記念物（動植物及び地質鉱物等関係）

動植物及び地質、鉱物等で学術上の意義を有するもの

(8) 文化的景観

地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で地域の生活又は生業の理解に役立つもの

(9) 伝統的建造物群

周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群

(10) 文化財保存技術

市内の文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能  
(地域文化財候補の選出)

第3条 地域文化財の候補は、次のいずれかから推薦されたものとする。

(1) 市民団体等

(2) 市内各区役所

(3) 川崎市文化財審議会委員

2 前項の規定による地域文化財の候補を推薦しようとする者（以下「推薦者」という。）は、川崎市地域文化財推薦書（第1号様式）に対象文化財の概要がわかる写真その他必要な資料を添えて川崎市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。

3 推薦者は、同意書（第2号様式）により所有者及び権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。ただし、所有者等が判明しない場合は、この限りでない。

（地域文化財の決定）

第4条 地域文化財の決定は、教育長が行う。

2 教育長は、地域文化財の決定にあたり、川崎市文化財審議会の意見を聴くこととする。

（証書の交付）

第5条 前条による決定をしたときは、教育長は所有者等に川崎市地域文化財証書（第3号様式）を交付する。ただし、所有者等が判明しない場合は、当該地域文化財の管理者に交付することとする。

（地域文化財の管理）

第6条 地域文化財の所有者等及び管理者（以下「所有者・管理者等」という。）は、地域文化財を適切に管理し、保存・活用に努めるものとする。

2 所有者・管理者等は、地域文化財の管理や現状変更等に際して、川崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に助言を求めることができる。

3 教育委員会は、地域文化財の所有者・管理者等に対し、その管理及び保護について必要な助言を行うものとする。

（滅失又は毀損等の届出）

第7条 地域文化財が滅失、毀損又は亡失したときは、所有者等又は管理者は滅失・毀損・亡失届（第4号様式）により、速やかにその事由を具して教育長に届け出るものとする。

（現状変更及び所在変更の届出）

第8条 地域文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき及び地域文化財の所在を変更し、又は所有権を移転しようとする

るときは、所有者等は現状変更・所在変更届（第5号様式）により、教育長に届け出るものとする。

（所有者・管理者等の変更）

第9条 所有者・管理者等は、地域文化財の所有者・管理者等に変更が生じた場合は、新しく所有者・管理者等となったものが、所有者・管理者等変更届（第6号様式）により、速やかに教育長に届け出るものとする。

（証書の再交付）

第10条 所有者・管理者等が川崎市地域文化財証書を紛失若しくは亡失し、又は著しく破損若しくは汚損したときは、川崎市地域文化財証書再交付申請書（第7号様式）を教育長に提出し再交付を受けることができる。

（地域文化財の顕彰）

第11条 教育委員会は、地域文化財の管理に支障のない範囲で広く市内外に周知し、地域文化財に関する情報発信を行うものとする。

（地域文化財の記録）

第12条 教育委員会は、地域文化財について、川崎市地域文化財台帳（第8号様式）に登載し、現状変更等の履歴及び活用について記録する。

（地域文化財の決定の取消）

第13条 教育長は、地域文化財が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、地域文化財の決定を取り消すものとする。

（1）滅失、毀損等により地域文化財としての価値を失ったとき。

（2）地域文化財が市内に所在しなくなったとき。

（3）文化財保護法、神奈川県文化財保護条例及び川崎市文化財保護条例による指定等を受けたとき。

2 教育長は、地域文化財が次の各号のいずれかに該当する場合は、地域文化財の決定を取り消すことができる。

(1) 所有者等からの申し出があったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、特別な事由が生じたとき。

3 教育長は、前2項の規定により決定を取り消した場合は、川崎市地域文化財決定取消通知書（第9号様式）により、所有者等に通知するものとする。

（事務の所管）

第14条 顕彰制度の運営に関し必要となる事務は、川崎市教育委員会事務局生涯学習部文化財課が所管する。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

附 則（平成30年11月1日教育長決裁 30川教文第680号）

この要綱は、決裁の日から施行する。